

## 大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度について (討議用)

平成 27 年 12 月 1 日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

### 1. 現状と課題

#### (1) デジタル・ネットワーク時代の新規ビジネスと著作権

- デジタル・ネットワーク時代の新規ビジネスは、大量の情報を取り扱うことが可能という特徴があり、その中に著作権で保護された情報の利用を伴うことも一般的に発生する。また、利用する著作物が大量・不特定である場合、全ての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能である。
- これまで生まれてきた新規ビジネスの中にも、インターネットの検索サービス事業や、インターネット・オークションなど、著作権との関係が議論になった事例があり、新たな権利制限規定の創設といった制度的対応が行われてきた。また、ビジネスモデルの変化や集中管理団体の整備等の社会情勢の変化を踏まえ、書籍等の貸与権のように、著作権の適用範囲が広がった事例も存在する。【別紙 1】

#### (2) 著作権制度のあらまし

- 我が国における現在の著作権法上の権利は排他権が基本であり、権利者以外の者が著作物を利用するためには原則として権利者の許諾を要することとされている。他方、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作権者の利益を不当に害しない特別な場合には排他権の制限がなされることがあり（権利制限規定）、例えば、教育目的、障害者の情報アクセス確保など公益性が認められる場合、報道・批評目的など表現の自由等の他の保護法益との均衡を図るべき場合、著作物の表現を享受しないなど著作権者への影響が小さいと認められる場合等について、権利制限規定が整備されている。
- このように、著作権法上の権利の構成には大きく分けて、
  - ①排他権が及ばず、かつその利用に当たって何ら支払いを不要とする無許諾・無償の権利制限（完全権利制限）と、
  - ②排他権は及ばないが何らかの報酬支払を必要とする（報酬請求権付権利制限）<sup>1</sup>、の二つが存在する。

#### 【参考】

デジタル・ネットワーク化に対応した主な著作権法改正（権利制限関係）

○平成 21 年改正

ネットオークション関係（47 条の 2）、検索エンジンサービス関係（47 条の 6）

<sup>1</sup> 現行著作権法上も、私的複製のうちデジタル録音録画の一部行為や、教科用図書等への掲載、入社試験など営利目的で行われる試験問題としての複製等について、権利制限に伴う補償金請求権が定められている。また、そもそも排他権を設定せずに報酬請求権のみを付与する例として、商業用レコードの放送等に関する二次使用料請求権などが存在する。

情報解析関係（47条の7）、キャッシュ関係（47条の5、47条の8）

○平成24年改正

- ・ 写り込み関係（30条の2）、技術開発関係（30条の4）  
インターネット配信関係（情報通信技術を利用した情報提供準備）（47条の9）

- ・ また、排他権が存在する場合に、著作物利用円滑化を図る手法として、  
③団体が管理する著作物について包括的に許諾をしたり問合せ窓口を整備するといった仕組み（著作権集中管理）、が存在する。

【参考】

平成12年 著作権等管理事業法制定

著作権等管理事業者 31事業者（平成27年11月現在）

（内、指定著作権等管理事業者 7事業者）

## 2. 検討の視点

（デジタル・ネットワーク社会における著作物利用の特徴）

①著作権で保護されている情報とそうでない情報との混在

- ・ 今後の新規ビジネスの基礎となるビッグデータの中には、コンテンツなど著作権で保護されている情報とそうでない情報とが混在する場合が考えられる。このように大量・不特定の情報を網羅的に取り扱う場合に、個別に事前許諾を取ることは困難であり、新規ビジネス創出上のハードルとなると考えられるのではないかと。

②著作物のデータの利用

- ・ デジタル・ネットワーク化の進展に伴い、研究開発の分野や情報ネットワーク産業の分野等において、形式的には著作物の利用（複製等の行為）が行われているものの、著作物の実質的な価値を享受するもの（著作物を「見たり」、「聴いたり」すること等）とは評価されない利用形態が多く存在するようになっている。著作物とは元来「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり、著作物に込められた「思想・感情」を探知することを目的としない利用にまで権利を認めることは、著作権法の元来の趣旨とは異なるのではないかと。

（将来の新たなニーズへの柔軟な対応）

③新規ビジネスに対する委縮効果

- ・ デジタル・ネットワーク時代の新規ビジネスでは従来想定されなかった著作物の利用態様が発生する場合があります。その際、当該利用が権利制限の対象とすることが許容される正当なものであると評価できる場合であっても、これを適法としよう根拠が存在しないため萎縮効果が生じ、結果として新規ビジネスに出遅れる可能性があるのではないかと。

### (創作者へのインセンティブと課題解決の加速化)

#### ④権利制限規定による対応の多様化

- ・ 現在の著作権制度には無許諾・無償の完全権利制限規定が多いが、完全権利制限にはそぐわないものの公益性が認められる等の一定の場合には、許諾権を制限する一方で権利者に相応の報酬請求権を認める仕組みを柔軟に活用することにより、権利の保護と利用とのバランスを図っていくことが適当ではないか。

### (デジタル・ネットワーク社会における公共性)

#### ⑤デジタル・ネットワーク時代の社会的インフラへの対応

- ・ ネットワーク上に存在する大量の情報の中から、求める情報の所在を探索するサービス（検索エンジンサービス、論文盗用判定サービス等）などについては、デジタル・ネットワーク社会における新しい社会的インフラとして一定の公共性が認められるものであり、こうした性質は制度的対応を検討する上で考慮すべきではないか。

## 3. 検討のポイント

- ・ 著作権制度上、権利の保護と利用とのバランスを図る仕組みとして、

#### ①完全権利制限、②報酬請求権付権利制限、③著作権集中管理、

といった政策実現手段の選択肢が実装されている。

⇒ 我が国におけるデジタル・ネットワーク時代の新規ビジネス創出と、保護のバランスの観点から、①～③の制度をどのように見直していくのか。また、どのような基本的考え方に基づいて使い分けていくべきか。

#### ①権利制限規定の在り方について

- i 完全権利制限の導入が適当なのは、どのような場合か。
- ii 権利制限の柔軟性の在り方についてどのように考えるか。将来の著作物の利用ニーズに対する制度の柔軟性と、制度の予見可能性（どこまでの行為を許容しているのかについての見通しの程度）はトレードオフの関係にあるところ、我が国の知財システムとしてどのような均衡点を目指すべきか。また、どのような仕組みによって実現していくべきか。（複数の仕組みの組み合わせによる解決も考えられる）

#### <権利制限規定の柔軟性の選択肢>

【別添参照】

##### i. 米国型フェアユース :

- ・ 完全権利制限が許容される一般的な要件を法制化したもの。米国の場合、「利用の目的と性質（利用が商業性を有するか非営利かという点も含む）」「著作物の性質」「利用された部分の量及び重要性」「著作物の潜在的利用又は価値に対する影響」の4要件が判断要件とされている。
- ・ 実際に要件に該当するかは個別事案ごとに、司法判断（事後判断）になるため、

著作物を利用される権利者の側からは、権利者の利用に対し影響が大きいような（本来事前ライセンスや何らかの報酬の支払いが必要な）事業であっても無許諾で進められてしまい損害が大きいという指摘が、事業者の中でも予見可能性を確保したい傾向の者からは、事後的に訴訟提起される可能性がぬぐえないため、これを根拠に新規ビジネスには取り組みにくい、といった懸念がある。

ii. 英国型フェアディーリング :

- ・ 教育、研究、批評、報道など一定の分野における非営利目的による公正な利用については、著作権侵害とならないとする権利制限規定。平成 26 年英国著作権法改正により、パロディに係るフェアディーリング規定が追加された。
- ・ フェアディーリングについて法制上の定義は存在しないが、フェアディーリング該当性に係る司法判断においては、①著作物の使用による原著物の市場への影響、②使用されている著作物の量の適正性、が総合的に考慮される。

iii. デジタル・ネットワーク社会の著作物利用の特徴に着目した新たな権利制限規定 :

- ・ 例えば検討の視点（①、②）のようなデジタル・ネットワーク社会における著作物利用の特徴に着目して、権利制限が許容される共通的要素を抽出することにより、適切な柔軟性が確保された新たな権利制限規定を設けるという考え方。
- ・ これにより、技術や事業の進歩による著作物の利用態様の変化に対して、一定の範囲で柔軟な対応が可能となる。

【(参考) 方策イメージ】

- 「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」に関する権利制限規定（いわゆるC類型）:

物理的には著作物の複製等が生じているものの、当該複製等は、著作物を視る、聴く等といった、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受することに直接向けられたものとは評価されない利用形態が一定程度存在する場合がある。このような利用形態はデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権法が当初想定していたよりも広い範囲で権利が及ぶ状態にあるといえるので、一定の要件の下で権利制限の対象として位置付けるべきではないかという考え方<sup>2</sup>。

- デジタル・ネットワーク対応に係る既存の権利制限規定により認められる行為と同視できる行為を包括する受け皿規定:

行為の性質や権利者の利益への影響等に照らして既存の権利制限規定によって認められている行為と同視できる行為であって、既存の権利制限規定によってカバ

<sup>2</sup> 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する中間まとめ(平成 22 年 4 月)  
([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/kenri\\_seigen\\_matome\\_2204.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/kenri_seigen_matome_2204.pdf))  
参照

一されていない行為について「受け皿」としての権利制限規定を置くという考え方。例えば、デジタル・ネットワーク社会に対応するための法改正である 47 条の 4 から 9 の次に、「47 条の 4 から前条までの規定に掲げる行為に準じる行為であつて、・・・に照らし正当（またはやむを得ない）と認められるものについては、著作物を利用することができる。」といった条文を設けることが考えられる。これにより、既存の権利制限規定で明確にカバーされない行為であっても、例示されている権利制限規定で認められている行為と同程度の権利制限の正当性を有する行為については、権利制限の対象となると考えられる。

- iv. 個別権利制限規定の迅速な追加：
  - ・ 新しい技術等に対応した著作物の利用ニーズであつて権利制限等により制度的に対応すべきものが顕在化した段階で、立法による解決を検討するもの。

## ②報酬請求権付権利制限や著作権集中管理の在り方について<sup>3</sup>

- i. 報酬請求権付権利制限の導入が適当なのは、どのような場合か。  
（考慮要素として、利用目的の公益性、権利処理の困難性、著作物利用市場に与える影響、等が考えられるか。）
- ii. 報酬請求権付権利制限等の中にも、複数の手法が存在するところ、どのような考え方で使い分けるべきか。北欧等で導入されている「拡大集中許諾制度」についてどのように考えるか。
- iii. 報酬を権利者に配分する仕組み（集中管理団体）を前提とした制度を考える際に、その分配を集中管理団体等に担わせるべきか。担わせる場合、そのような団体の形成をどのように促していくか。

### <報酬請求権付権利制限や著作権集中管理の選択肢>

【別添参照】

#### (a) 報酬請求権付権利制限：

特定の利用目的・態様について、法制度上、権利の制限と利用者による報酬（補償金）の支払い義務を規定する手法。補償金を法定する場合（教科用図書等への掲載(33条、33条の2)）と、法定せず「通常の使用料の額に相当する額の補償金の支払義務」といった記載する場合（予備校の模擬試験のように営利目的で行われる試験問題としての複製等(36条第2項)等）等がある。

- 補償金を法定する場合、利用者にとっては複数の著作物について同一の取扱いができるというメリットがあるが、著作物ごとの個別事情は反映しにくい。
- 補償金を法定しない場合、所定の補償金について著作権者との調整が必要となる。

<sup>3</sup> 論点が重複するため一つの項目とした。

(b) 拡大集中許諾制度 :

- ・ 北欧諸国等において導入されている仕組み。大多数の著作権者を代表する集中管理団体と、利用者（又は利用者団体）が交渉して締結された許諾契約の効果を、集中管理団体に属さない著作権者（非構成員）まで拡張して及ぼすことを認める制度。拡張効果は、①権利者で当該集中管理団体に管理を委託していない者の権利、②権利者が集中管理団体に管理を委託している場合で、集中管理団体に委託されていない許諾契約の対象とされている利用行為に係る権利に及ぶ、とされている。
- ・ 大多数の著作権者を代表する団体が交渉に携わることで、当該分野における許諾ルールや使用料の設定にあたって著作物ごとの事情が反映される余地が生まれる。また、利用者にとっては、集中管理団体との交渉のみで済むため、取引コストはある程度低減される。
- ・ ただし、非会員に係る著作物を適法に利用するために、事前に一律で利用料を支払うとすると、非会員に係る著作物を無断で利用する場合と比べて支払額が大きくなる。
- ・ また、集中管理団体に委託されていない権利に係る許諾や使用料の徴収・分配を集中管理団体が行うことの正当性にも課題がある。

(c) 裁定許諾 :

個々の著作物について、何らかの事情で事前許諾の取得が著しく困難な場合に、当該事情に鑑み、権利者によって専門機関が利用許諾を行う仕組み。著作物ごとの個別事情を考慮しやすいという利点があるが、個々の著作物について権利者（複数存在することもある）を探索することが必要であり、取引コスト<sup>4</sup>は相対的に高い。

代表例として、著作権者不明等の場合に係る文化庁長官裁定制度(67条、67条の2)は、著作権者と連絡が取れない等の事情により著作物等の利用が閉ざされることのないよう、文化庁長官の裁定により著作物等の適法利用を可能とする制度であり、利用にあたっては補償金の供託が必要とされている。

(d) 著作権集中管理 :

団体が管理する著作物について包括的に許諾をしたり、問合せ窓口を整備するといった仕組み（著作権集中管理の進展）により、著作物利用円滑化を図るもの。

#### 4. 諸外国の状況

※ デジタル・ネットワークの進展と新規ビジネスの創出に関する海外の対応状況について、(別紙2)参照。

---

<sup>4</sup> 著作物や作者の特定、権利者の連絡先の探索といった許諾交渉に入る前のコストを指す。

## 我が国における新規ビジネス等へのこれまでの対応

### (1) 情報検索サービス関係 (47 条の 6)

- ・ 情報検索サービスを提供する過程においては、①ソフトウェアによるウェブサイト情報の収集・格納、②検索用インデックス及び検索結果表示用データの作成・蓄積、③検索結果の表示 (送信) が行われるところ、これらの行為は、著作物の複製や自動公衆送信に該当し、著作権侵害と評価される可能性があった。
- ・ 情報検索サービスが著作物の流通促進等一定の社会的基盤としての意義を有しており、公正な手続きに則り提供されるサービスの過程で行われる著作物等の利用行為が権利者に与える不利益は小さいと考えられることから、当該サービスの提供を目的とする場合の複製等について、平成 21 年の著作権法改正により権利制限規定を導入した。
- ・ なお、本課題については、検索エンジンに係る研究開発や初期の事業は平成 12 年 (2000 年) 前後から始められていたところ、平成 19 年 (2007 年) に関係事業者から法改正要望がなされ、「知的財産推進計画 2007」においてはじめて政府計画に位置付けられた。このような状況も踏まえて文化庁において検討を行い、改正に至ったものである。
- ・ また、利用者の求めの有無にかかわらず事業者が一方的に情報を送信するサービス (いわゆるプッシュ型検索) については、当該規定の射程である「検索サービス」には該当せず、違法であると解釈される可能性があるとの指摘が存在する<sup>56</sup>。

### (2) 情報解析関係 (47 条の 7)

- ・ コーパスなどの言語解析、音声認識、画像認識技術の開発など、膨大な情報の中から必要とする情報・知識を抽出する情報解析の過程において、情報をコンピュータに蓄積した上で整理し抽出する行為は著作物の表現そのものの効用を享受する目的で行われるものでなく、権利者の権利を保護すべき著作物利用としての実質を備えないものと考えられるが、当該利用行為を明確に適法とする規定はなかった。
- ・ 情報解析技術の社会的意義等に鑑み、コンピュータによる情報解析を目的とする場合の著作物の複製について、その必要と認められる限度において記録又は翻案を行うことができる旨の権利制限規定を平成 21 年に導入した。

### (3) キャッシュ関係 (47 条の 5、47 条の 8)

- ・ ネットワーク上の情報流通が円滑・確実に行われることは社会にとって必須である。これに対し、平成 18 年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書において、ネットワーク通信等に伴い行われる著作物の蓄積を複製と捉えるかについて、「瞬間的・過渡的な蓄積は著作権法における複製の定義に該当する行為ではないと考えられる」と整理されたものの、

<sup>5</sup> 中山信弘『著作権法 第 2 版』380 頁

<sup>6</sup> 利用者の意思に関わらず情報を一方的に送信するサービスについては、当該サービスの社会的意義等に照らして権利制限規定の対象とすべきかどうか、精査が必要との考え方もある。

下記に挙げる具体的な行為については著作権法上の複製にあたるかどうかは明確でない状況にあった。

- ・ このため、[1]アクセス集中による送信の遅滞等の防止（ミラーリング）、[2]サーバへの障害発生時における復旧（バックアップ）、[3]著作物の送信の中継の効率化（キャッシング）等の目的で行われる複製（47条の5）が権利者の許諾なく行えることを著作権法上明確にするために、その必要と認められる限度で記録することができる旨の権利制限規定を平成21年に導入した。
- ・ また、コンピュータ等において著作物を利用する場合における当該コンピュータ等による情報処理の過程で行われる複製（47条の8）についても、蓄積行為自体が著作権法上問題とならないことを明確にするために、その必要と認められる限度で記録することができる旨の権利制限規定を平成21年に導入した。

#### （4）インターネット・オークション（47条の2）

- ・ インターネット・オークション等において、絵画や写真の著作物の取引を行う際には、出品者が商品紹介の画像を掲載することが必要であるため、一定の要件の下での絵画等の著作物の複製・公衆送信について、平成21年に権利制限規定を導入した。
- ・ 1995年に米国で始まり、数年後には日本でも事業が行われるようになったインターネット・オークションにおいて、絵画や写真の著作物の現作品や複製物を売買する際の商品紹介の画像を掲載することは、複製権侵害や公衆送信権侵害に該当する可能性があった。
- ・ 本課題については、事業が開始されて以来インターネット事業者からは特設法改正要望は寄せられていなかったが、自治体を実施する差押美術品の競売において出品者の画像掲載の法的問題が話題となったことを契機として、議論が行われることとなり、改正に至ったものである。

#### （5）インターネット等を利用した情報通信サービス（47条の9）

- ・ 各種インターネットサービスにおいては、データの処理速度を速める目的で、サーバにデータを大量複製するといった行為がなされている。当該利用行為は著作物としての本来的な価値を享受することを目的とする利用行為ではなく、通常、著作権者の利益を害するものでないと考えられるが、既存の権利制限規定の適用を受けるものではなかった。
- ・ このため、情報通信の技術を利用する方法により情報提供する場合に、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理の際の著作物の複製・翻案について、その必要と認められる限度において記録又は翻案を行うことができる旨の権利制限規定を平成24年に導入した。

#### （6）著作物の利用に係る技術開発（30条の4）

- ・ 著作物の利用を目的とした機器の開発等は、著作物の本来の価値を享受することを目的とするものでなく、試験の用に供するという限られた用途・範囲において行われるにすぎず、市場と競合するものではないため、通常、著作権者の利益を害するものでないと



考えられるが、既存の権利制限規定の適用を受けるものではなく、著作権侵害に問われるおそれがあった。

- ・ このため、技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合における他人の著作物の利用について、その必要と認められる限度において利用することができる旨の権利制限規定を平成 24 年に導入した。

#### (7) 貸与権の適用対象拡大に関する経緯（26 条の 3）

- ・ 昭和 59 年の著作権法改正により貸与権が創設されたが、改正法附則により書籍及び雑誌については適用除外とされた。これは、改正当時、貸本業が自由に行われており貸与権の創設について関係者の理解を得られにくい状況にあったこと、権利者の利益を不当に害しているとまではいない状況であったこと、権利を認めても集中管理体制が整っておらず、権利処理を円滑に行えないことなどがその理由とされていた。
- ・ この適用除外規定は、平成 16 年の著作権法改正により削除された（施行は平成 17 年）。その背景には、権利の集中管理を行う体制（出版物貸与権管理センター）が整備されたこと、日本のコミック文化の成熟度を踏まえると他の著作物に比して書籍の貸与に作家等の著作者に権利が与えられていないのは不合理であることや、レンタルコミックビジネスの進展に対応して書籍等の貸与による著作権者への経済的影響が増加していることが挙げられた。

## 諸外国における対応

### <アメリカ>

いわゆるフェアユース規定（米国著作権法第 107 条）により、（i）使用の目的及び性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）、（ii）著作権のある著作物の性質、（iii）著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性、並びに（iv）著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響を考慮し、フェアユースに該当した場合には著作権の侵害とはならない旨を規定している。

事前に許諾を得ることが難しい場合を含めて、フェアユースに該当する事業について許諾なく事業を開始することを法的に許容。権利者から侵害の申立があれば、裁判においてフェアユース該当性を争うことになる。

例えば、検索エンジンについて、キャッシュの複製及び公衆送信がフェアユースに該当すると認められた事例<sup>7</sup>や、サムネイルの表示がフェアユースに該当するとした事例<sup>8</sup>がある。

また、昨今ではデジタル・ネットワークに関連したフェアユースの事例として以下の裁判例がある。

#### 【フェアユースが認められた例】

・ GoogleBooks 事件（ニューヨーク連邦高裁平成 27 年 10 月 16 日判決）<sup>10</sup>

Google 社が書籍を電子化してインターネットで閲覧できるようにしたのは著作権侵害に当たると全米作家協会などが訴えていた事件。連邦高裁は、上記フェアユースの各考慮要素について、（i）本をデジタル化し検索可能とした行為は、無料で全文を閲覧可能にしたわけではなく、紙の書籍ではできない全文検索を可能としたことから transformative な使用であること、（iii）全文を電子化しているとしても、表示される部分は一部であること、（iv）一部が表示されたことによって本を買わなくなるということもあるが、それ以上に本の購買を促すこともあるという要素を考慮し、第一審と同様、Google 社の行為はフェアユースに該当すると判断した。

#### 【フェアユースが認められなかった例】

・ ペンギンブックス事件（アリゾナ連邦地裁平成 27 年 5 月 11 日判決）<sup>11</sup>

単なる書籍の電子化は transformative ではなく、フェアユースに該当しないと判断した事例。

他方で、フェアユース規定は一般的な権利制限規定であるため、デジタル・ネットワーク

<sup>7</sup> Field v. Google, Inc., 412 F.Supp. 2d 1106(D.Nev. 2006)

<sup>8</sup> Kelly v. Arriba Soft Corp., 336 F.3d 811 (9th Cir. 2003)

<sup>9</sup> Perfect 10, Inc. v. Amazon.com, Inc., 508 F.3d 1146 (9th Cir. 2007)

<sup>10</sup> Authors Guild, Inc. v. Google Inc., No. 13-04829 (2d Cir. Oct. 16, 2015)

<sup>11</sup> Penguin Grp. (USA), Inc. v. Am. Buddha, No. 4:13-cv-02075-JGZ (D. Ariz. May 11, 2015)

社会への対応以外の様々な場面にも適用されている。

【パロディがフェアユースと判断された事例】

・プリティウーマン事件<sup>12</sup>

ラップ歌手がロックバラード「Oh Pretty Woman」の楽曲・歌詞を利用して、原曲の内容をパロディ化するラップ音楽を作曲したことにつき、原曲の権利者が著作権侵害を主張した事件。連邦最高裁は、商業的利用であることを重視し、フェアユースを認めなかった控訴審を破棄し、現著作物とは異なる表現上の目的を持つ利用であれば、商業性といった他のフェアユースに否定的に働く要素に比重が低下するとした上で、被告の表現上の目的が原著物に対するパロディ批評であって、原著物の表現上の目的とは大きく異なる変容的なものであるとして、フェアユースに該当することを認めた。

<EU>

平成 13 年に採択された欧州域内の著作権及び著作権隣接権の調和に関する EC 情報社会指令<sup>13</sup>の実施に関して、平成 27 年 7 月 9 日に欧州議会が議決<sup>14</sup>を行った。当該議決の中にはデジタル・ネットワークの進展に関する著作権の例外及び制限規定の方針が示されており、今後の欧州議会や欧州各国における法制度の検討に対して影響を与えるものである。

議決における関連部分については以下の通り。

- ・ 欧州委員会に対してデジタル環境により適応させるために既存の例外規定及び制限規定を見直す可能性について調べることを求める（第 35 項）。
- ・ デジタル・ネットワーク上の著作物の新たな利用形式、特に変容的利用の進展には関心があることを示すとともに、創作者に適切な補償を与える効果的な保護と、文化的な知識等へのアクセスのための公共の利益とを調整しながら、解決策を検討する必要性がある（第 42 項）。
- ・ 技術的な進歩等により可能となった新たな利用について、既存の例外規定又は制限規定に該当する行為と似ている場合には、可能な限り既存の規定に沿う形で解釈されるべきであり、このような解釈の柔軟性が様々な問題に対する既存の規定の適用を可能とする（第 43 項）。
- ・ デジタル市場の発展が持続する繁栄の唯一の道である（第 49 項）。

<sup>12</sup> Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994)

<sup>13</sup> 情報化社会における著作権及び著作権隣接権の規定について欧州域内で調和させるための欧州指令であり、情報化社会への対応という観点から、権利制限が認められる場合について数々の規定を設けている。しかし、加盟各国において過剰な権利制限がされないよう、ベルヌ条約第 9 条第 2 項に規定されているスリーステップテストを導入し、権利制限の認められる条件として、①一定の特別な場合に用いられ、②その適用が著作物等の通常の利用を妨げず、③権利者の正当な利益を不当に害しないという三要件が定められている（EC 情報社会指令第 5 条第 5 項）。

<sup>14</sup>

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2015-0273+0+DOC+PDF+V0//EN>

## <イギリス>

イギリスは、個別の権利制限規定を設けている他、教育、研究、批評、報道など一定の分野について、非営利目的による公正な利用については著作権侵害とならない、とするフェアディール規定がある。

近年のデジタル・ネットワークの進展に関する法改正については、平成 25 年に円滑・効率的に許諾を得られるよう、拡大集中許諾制度を導入した（第 116A 条乃至第 116D 条）。平成 26 年には、ビッグデータをコンピュータが分析する過程で生じうる著作物の複製について権利侵害のリスクを負わないよう、非営利目的のデータ分析に関する複製に関する個別の権利制限規定を新設した（第 29A 条）。

## <ドイツ>

ドイツは、個別の権利制限規定を限定的に列挙している。

近年のデジタル・ネットワークの進展に関する法改正については、上述の平成 13 年 EC 情報社会指令を受けて、平成 15 年及び平成 19 年に法改正が行われ、公共図書館等における電子端末での閲覧使用に関する制限規定の新設（第 52b 条）、図書館による複製物のメール送信の許容（第 53a 条）、許諾なくアップロードされた著作物のダウンロードが私的使用目的でも違法であること（第 53 条）等が規定された。

さらに、平成 25 年には、孤児作品の利用に関する EU 指令を受けて、入念な調査を経て権利者不明の著作物とされた場合には権利が制限される旨を規定するとともに、EU 指令とは別個に、絶版の著作物については、著作権管理団体に電子化・送信可能化を許諾する権限があることを推定する規定（著作権管理法第 13d 条）を設けた。

**(参考) 第一回次世代知財システム検討委員会 議事概要**  
**(著作権制度関連部分)**

<新規ビジネスと著作権>

- 新規ビジネスにとっては権利処理が障害になっている。現行著作権制度を前提としつつ、権利処理コストを下げる方法を考えるべき。権利処理コストを下げる方法には、フェアユースや任意の作品登録制の導入等が考えられる。
- 【論点①】には、取り込みについては書かれているが、出力について書かれていない。どういう場合に出力が許されるべきか議論されるべき。

<権利制限の在り方>

- 権利制限では、47条の7の使い勝手の問題についても検討すべき。
- ビッグデータに関しては市場の失敗がある。矯正のメニューとして、①権利制限を行う②権利は制限するが報酬請求権化する③個別処理になじまないため集中処理を行う、が考えられる。権利者の市場を害さない場合、創作のインセンティブに影響がないため、完全な権利制限もあり得る。他方、市場を害する場合には創作のインセンティブに影響を与えるため権利制限すべきではない。とはいえ、市場は失敗しているので、差止めは認めず、報酬請求権化する等、何か対策を講ずる必要がある。
- 現行法で対応可能なものもある一方、現時点では予測できないものもある。よって将来の技術革新がもたらす価値をうまく取り込んでいけるデザインをどう作っていくかが肝要。場合によっては予め制度自体にプロアクティブなものを組み込んでおくこともひとつ。
- 著作権の権利制限規定をどう書くか、根本的な考え方を各国の法制度と比較しながら検討する必要がある。具体的には米国のフェアユースのような包括的な権利制限規定の考え方を日本の著作権法に取り入れていくことをどう考えるか。保護はしっかり、書いてないところは自由に、とできれば新しい取組が自由にできる。米国のシステムをそのまま取り入れるのではなく、日本としてやれることを様々議論の俎上に上げていくことが必要。例えば権利制限規定のある一定のコアなものについては、強行法規とすることも制度設計のオプションの一つ。

<保護と利用のバランス>

- イノベーション拡大の観点では、権利制限強化による利用促進が一つの方向だが、本当に重要な知財やアイデアの創出の動機付けとなる保護も必要。
- 知的財産は大事でありながら、一般の人が意識しているものではない。ルールが崩壊し、抜け穴が増えているのは、プロや事業者が理解していればよかったものが、様々な人が著作物をすぐに発信できるようになり、意識することなく様々なことができる多様化の流れに、現実が着いていけなくなったから。だとすれば、この先ビジネスを進めるために、最終的にコンテンツのような「守らなければ経済や成長にプラスにならない」という部分は

見定め、守るためのルールは整備する必要がある。対象については線引きというよりは保護を求める人が手を上げるなど方式の問題かもしれないが、経済的取引の対象の意味合いも変わっていく中、本当に日本が世界と戦う際に守るべきところを見定めて、きっちりと保護をかけていかなければいけない。緩やかな利用を進めていく際も、国際的に日本が勝っていける材料は押さえていく必要がある。

- これまでよりもクリエイターが生きづらくなっている。本検討会では経済政策中心に議論することにはなるが、著作物というのは文化の側面もあり、この国の性格づけていくような文化がバックヤードに隠れていることを認識しておくべき。文化論は泥沼になるが、著作物は他の財とは一線を画すものである。

#### <長期的視点からの議論>

- 長期的視点の欠如による無駄な議論が多い。著作権の延長とクリエイターのやる気の問題が言われるが、何十年か先著作権制度は無くなっていると思う。そう考えると、延長の議論は過去の著作権の扱いの議論であり、意味があるのは著作権が切れたら使いたいという経済的価値があるものについての議論で、それは力関係で決めても良いと思う。
- しかし、それは本質的議論ではなく、長期的視点の欠如による無駄な議論。機械的に大量にコンテンツが増えすぎることが未来予測としてある中、単独でも維持が難しいものがグローバルではなおさら。この先グローバルで統一するという議論も出ると予想されるが、「恐らくは失敗する」という認識を持つことは、中期的視点を考える上でも大事。

権利制限規定の柔軟性の選択肢

資料2別添

	米国型フェアユース	英国型フェアディーリング	デジタル・ネットワーク社会の著作物利用の特徴に着目した新たな権利制限制度	個別権利制限規定	(参考) ベルヌ条約による権利制限規定の要件
概要	①使用の目的及び性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)、②著作権のある著作物の性質、③著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性、並びに④著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響を考慮し、フェアユースに該当した場合には著作権の侵害にならない旨を規定	教育、研究、批評、報道など一定の分野について、公正な利用(fair dealing)については著作権侵害とならない	・デジタル・ネットワーク社会における著作物利用の特徴に着目して、権利制限が許容される共通的要素を抽出することにより、適切な柔軟性が確保された新たな権利制限規定を設けるという考え方 ・一つの検討例として、「著作物の表現を享受しない利用(いわゆるC類型)」がある	・現行の著作権法は、著作物の利用目的や利用形態等に応じて個別に権利制限規定を設けるという、個別権利制限規定の限定列挙方式を採用している。 ・デジタル・ネットワーク時代の新たな著作物利用に対応した個別的権利制限規定の代表例として、「インターネット検索サービス事業に係る権利制限規定(47条の6)」がある	特別の場合について、著作物の複製を認める機能は同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ著作権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする
利用の態様	「著作物のフェアユース(コピーまたはレコードの複製その他手段による利用)」	「著作物の公正な取扱い」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」	「送信可能化された著作物の記録媒体への記録又は翻案」 「公衆からの求めに応じ、当該求めに関する…送信元識別符号の提供と合わせて、…当該送信元識別符号に係るものを用いた自動公衆送信」	「複製」(複製に関する排他性の制限に係る規定のため)
利用の目的		研究目的(29条) 批評・報道目的(30条) 講義の過程又は準備目的(32条)	目的ごとに条項を規定	「送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のため」	※ 47条の6見出し 「特別の場合」
利用の性質 (利用主体、営利性等)		非営利		「公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号…を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者」	—
対象となる著作物の種類・性質	—	制度次第	「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、」	「送信可能化された著作物」	「この条約によって保護される著作物」
著作物を利用する必要性		—	・フェアディーリング該当性を判断する際の考慮要素に含まれる	「検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度」	—
著作権者の利益を不当に害しない		—	・各要素の重要性は個別事案ごとに異なりうる(総合考慮)	「ただし、…送信可能化が著作権を侵害するものであることを知ったときは、その後は、…行ってはならない」	「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」

※上記表中、左欄は現行制度等の特徴を、右欄はそれに対する解説や運用上の特記事項等を記載している。

報酬請求権付権利制限等の比較

資料2別添

	法定の報酬請求権付権利制限		拡大集中管理		裁定制度	
概要	特定の利用目体・態様について、法制度上、権利の制限と報酬が請求できる旨を規定。		大多数の著作権者を代表する集中管理団体と、利用者(又は利用者団体)が交渉して締結された利用許諾契約の効果を、集中管理団体に属さない著作権者まで拡張して及ぼすことを認める制度		何らかの事情で事前許諾の取得が著しく困難な場合に、権利者に替わって専門機関が利用許諾を行う制度	
既存の適用例	私的録音録画補償金(30条第2項) 教科書への著作物の掲載(33条) 営利目的で行われる試験問題への利用(36条) 商業用レコードの二次使用料(95条、97条)等		北欧諸国、英国における導入		孤児著作物の裁定制度(67条)	
利用許諾を得るための著作物の特定	不要	※ 許諾を得るための特定は必要ないが、手続きを行うに当たり特定が必要な場合もある	不要	※ 当該著作物がオプトアウトされていないことを確認するためには、著作物の特定が必要になる	必要	
利用前の手続き	不要	※ 教科書への著作物の掲載に関する通知等、利用前に手続きが必要な場合もある	必要	集中管理団体との利用許諾契約	必要	裁定申請に係る手続き
対価の決め方	法律上、対価の額や決定方法等を明記		管理団体と利用者との交渉		法律上、対価の額や決定方法等を明記	
	・私的録音録画補償金の場合、指定管理団体が定め文化庁長官が認可 ・教科書の場合、文化庁長官が額を定める ・営利目的試験問題の場合、通常の使用料相当額と法定 ・レコード二次使用料の場合、関係者間の協議により決定				権利者不明著作物の場合、文化庁長官が文化審議会に諮問して補償金の額を決定	
使用料の支払い先	著作権者又は指定管理団体		集中管理団体		供託所	
					権利者不明著作物の場合、国への供託	
権利者による許諾拒否の可否	×	オプトアウト不可	○	オプトアウト可能	×	
導入にあたっての一般的課題			・集中管理団体に委託されていない権利に係る許諾や使用料の徴収・分配を集中管理団体が行うことの正当性 ・核となる団体の形成、分野ごとの団体数の在り方(各分野一つに限定するか、複数認めるかべきか。) ・同一分野に複数団体ある場合、どの団体にも属さない著作権者の著作物(国内外)についてどの団体が取扱うか			

※上記表中、左欄は現行制度等の特徴を、右欄はそれに対する解説や運用上の特記事項等を記載している。